

① 大雪で走行不能になつた運転者の労働時間 ② 初任給をいくらにすれば良いのか

問① 当社は、運送業を営んでいますが、先日、北陸に荷物を配達に行つたトラックが大雪により

質問に答えます。

相当数の自動車とともに道路上で走行不能となりました。道路は、数時間後に除雪作業で開通したため、客先に荷物を届けて帰社しましたが、その運転手の勤務時間は24時間程度となりました。車中で道路の開通を待つていた運転手は、会社

へ連絡した時間以外は、音楽を聴いたり眠つたり自由にしていましたよですが、労働時間として取り扱わなくても良いでしょうか。また、労働時間として取り扱うと、その日の残業時間が36協定の延長時間を超えてしまいますが、労働基準法違反となるのでしょうか。

答① トラック運転者が荷物を運搬する行為は、一般的な出張と違い、業務命令を受けてトラックを運転し、指定された客先に荷物を届け、その途中は物品の監視をしていきますので、出発から帰社までの時間のうち、PA、食堂などにおける休憩時間を除いて全て労働時間となります。また、トラック運転者が客先で荷物の積み降ろしなどを待ついわゆる「手待時間」についても、「一定の場所に拘束されていることか

ら労働時間と解すべき」（昭33・10・11基収6286号）とされています。

お尋ねは、積雪により道路上で立往生となり、トラック内にいた時間は、仕事をしていないので労働時間として取り扱わなくて良いかということですが、道路が不通になつていても、積荷の監視が必要ですし、除雪作業などのためにトラックを移動させることがあり、道路がいつ開通するのか分からぬ状況でトランク内に待機しているのですから、労働時間として取り扱う必要があります。

答② 厚生労働省では、毎年、賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別などに明らかにすることを目的に、全国の約8万事業場を対象に、『賃金構造基本統計調査』を行っています。そして、新規学卒者の初任給額も調査していますので、産業別、学歴別、男女別、都道府県別、企業規模別に初任給額が分かります。

平成26年の調査結果のうち、初任給の概要については、厚生労働省のホームページにアップ（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/14/>）に問い合わせて頂ければ、（36協定に関係なく）、必要な限度において適法な時間外・休日労働が認められます。

問② 当社は金属部品の製造業ですが、4月に技術職と事務職を新規採用する予定です。現在、初任給額を検討中ですが、新規採用は数年ぶりで、他社にお尋ねもできないので、この業種の平均的な初任給額を教えてもらえないませんか。

されていいますので、ご覧ください。

また、調査結果を取りまとめた冊子には、初任給だけでなく、きまつて支給する給与額、所定内給与額、年間賞与額などが、業種、職種、学歴、道府県、企業規模別に詳細に示されており、御社の業種に係る職種では、旋盤工、フライス盤工、金属プレス工、電気メック工などが対象となつてありますので、御社の労働者の賃金を決める参考になると思います。

なお、この冊子は、調査の翌年7月頃に出来上がり、図書館、都道府県労働局賃金課、各労働基準監督署に配布されますので、赴かれれば、閲覧をすることが可能です。

◆編注◆ 当協会の「企業の労働110番」（☎ 052-961-0110）に問い合わせて頂ければ、会員企業に必要な賃金額などを調べいたします。